

仙北市移住応援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進を図るため、秋田県外から本市に移住し、定住しようとする者に対して、予算の範囲内において、移住に係る初期費用の負担軽減に向けた助成金を交付することに関し、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 生活の本拠を仙北市に移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。
- (2) 移住者 移住する直前に5年以上継続して秋田県外に居住した後、本市に移住した者であって、第6条の規定による交付申請を行う日において、移住した日から1年以内の者をいう。
- (3) 子ども 出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (4) 子育て世帯 子どもと生計を一にし、かつ同居している世帯をいう。

(助成金の種類)

第3条 助成金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 移住新生活助成金
- (2) 雪国暮らし助成金

2 助成金は、前項に掲げる助成金の種類ごとに1世帯に対し1回限り、交付することができるものとする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、移住者のみで構成される世帯に属する者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年10月1日以降に移住した者
- (2) 移住した日以前に、秋田県において移住定住登録をした後に、本市に移住した者
- (3) 移住した日から継続して5年以上、本市に居住することを誓約できる者
- (4) 転勤又は就学のために転入する者でないこと。

- (5) 市税に滞納がないこと。(仙北市において課税されていない場合は、転入前の市区町村税に滞納がないこと。)
 - (6) 生活保護受給世帯でないこと。
 - (7) 申請者及び同一世帯に属する者が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。
 - (8) 申請者及び同一世帯に属する者が、秋田県と県内市町村が共同で実施する秋田県移住・就業支援事業を利用した者及び利用を予定している者でないこと。
 - (9) 外国人移住者については永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者
 - (10) その他市長が助成対象者として不適当と認めた者でないこと。
- (助成金の額等)

第5条 助成金の額は、次に掲げる助成金の種類に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 移住新生活助成金 次に掲げる額の合計額とする。
 - ア 基本額 10万円
 - イ 子育て世帯加算額 子ども一人につき5万円
 - (2) 雪国暮らし助成金 助成金の交付対象者が移住した日以後に購入した次に掲げる対象経費の合計額とし、10万円を限度とする。ただし、転売目的で購入されたと見なされるものは、対象外とする。
 - ア 暖房機器購入費用 暖房機器の購入及び設置に要した費用
 - イ 除雪器具購入費用 除雪機(1台分に限る。)、スノーダンプ、スノーブレッシャー及びスコップの購入費用
 - ウ 自動車冬季用備品購入費用 申請者が所有する自家用自動車(1台分に限る。)で使用するスタッドレスタイヤ、ホイール、スノーワイパー及びスノーブラシの購入費用並びに取付に係る費用
- (交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、仙北市移住応援事業助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。ただし、移住新生活助成金の交付決定を受けた後に、雪国暮

らし助成金の交付を申請する場合には、次の第1号から第3号までに規定する書類の提出を省略することができる。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 戸籍の附票その他の書類で、本市に移住する前に5年以上県外に住民登録していたことを証明するもの
- (3) 仙北市において課税されていない場合は、転入前の市区町村税に滞納がないことを証明する納税証明書（滞納なし証明）又は非課税証明書
- (4) 世帯全員の住民票（発行の日から1か月以内で、申請者を含む世帯全員の続柄が記載されたもの）
- (5) 本人確認書類の写し
- (6) 外国人移住者については在留カードの写し（表・裏）
- (7) 雪国暮らし助成金を申請する場合は、購入した機器、器具等の写真及び支払が確認できる領収書等の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（申請期限）

第7条 前条の交付申請ができる期限は、次に掲げる助成金の種類に応じ、当該各号に定める日を期限とする。

- (1) 移住新生活助成金 移住した日の属する年度の3月31日
- (2) 雪国暮らし助成金 移住した日から起算して1年を経過する日
（交付決定）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、仙北市移住応援事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、助成金を交付することが適当でないと認めたときは、仙北市移住応援事業助成金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
（助成金の請求及び交付）

第9条 前条第1項により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに仙北市移住応援事業助成金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の交付決定者からの請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。
（助成金の返還）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付の決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為があった場合
- (2) 申請者が移住した日から起算して5年未満で転出した場合
- (3) その他重大な事由が明らかになった場合

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。